

ブラジル岐阜県人会

バーチャル 2020 年度第十六回日伯友情交流絵画展

原作者であるという宣言書、及び作品イメージと作者氏名の一般使用許可書

譲渡人である、

氏名 _____

生年月日 ____年/____月/____日 国籍 _____

住所 _____

職業 _____

電話番号/携帯電話番号 _____

電子メール _____

は、自由意思により、自発的に、承諾や意思の相違なく、法律に準じて、正当な目的に使用されるために、下記に表題された**バーチャル 2020 年度第十六回日伯友情交流絵画展**に登録された作品は私が原作者であり、その内容の全責任を負うことを宣言します。

(1) _____

(2) _____

下記の項目に関して、ブラジル岐阜県人会、及び在サンパウロ日本総領事館、又は両者らを代理する機関が、譲受人として、私の氏名、及び**バーチャル 2020 年度第十六回日伯友情交流絵画展**に登録された私の作品を使用する権限を譲渡します。

1. バーチャル絵画展の構成、絵画展を公表する材料の作製（招待状、折りたたみ印刷物、デジタルマスメディアの郵便物、絵画展案内状、その他公表材料を構成する支援物）などに譲渡人の氏名と作品のイメージを使用できる事。

2. パーチャル 2020 年度第十六回日伯友情交流絵画展に関する芸術、公共施設、エクスポグラフィ、新聞、歴史、大学の研究、教育、情報、社会などのために、無料、法的負担の無い、無期限、抑制されていない、取り消しできない、最終的な、明白な、包括的な範囲で、作品のイメージと譲渡人の氏名をインターネットやソーシャルネットワーキングなどに使用できる事。

3. 譲受人は、譲渡人の公けの合意書がなければ、第三者に対して作品の複写を授与、譲渡、再認可してはいけない事。

4. 譲受人は、譲渡人の名誉、評判、社会的地位の権利が保護されている事を宣言する事。又、商取引や広告に譲渡人のイメージや氏名が使用される事を禁止する事。

5. 記事の掲載ができる、本書面に於いて権利を与えられた内容に関する限り、又ファイルのメタデータの形式が電子サポートで適用できる限り、作品の制作者の氏名を記載する事を明記する事。適当な寸法、スペース、関連した技術の直接連結がない場合は免除される事。

6. 第三者が譲渡人のイメージや氏名を不適當に使用した場合、譲受人のいかなる責任を免除する事。

7. 譲渡人と譲受人は、サンパウロ州サンパウロ市の管轄の裁判所を選択して、いかに優れていてもその他の如何なる裁判所を放棄して、本書面より生じる如何なる問題を解決する事。

西暦_____年_____月_____日

_____譲渡人署名

_____譲渡人氏名